

認定都市プランナー等認定登録制度施行規程、規則の改正案

現 行 の 規 程 等	改 正 案
<p>施行規程</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 審 査</p> <p>(審査)</p> <p>第 11 条 第 3 条に規定する認定都市プランナー又は認定准都市プランナーの認定を受けようとする者（以下、「申請者」という）は、<u>本協会、公益社団法人日本都市計画学会及び特定非営利活動法人日本都市計画家協会が、第 3 条に定める認定都市プランナー又は認定准都市プランナーの定義を踏まえて作成した推薦書及び規則で定める書類</u>（以下、「申請書類」という）を本協会に提出するものとする。この場合、1 回の申請に提出できる専門分野は 1 分野とする。</p> <p>2 前項の規定により提出された申請書類は、第 7 条の規定に基づいて設置される評価委員会が、審査する。前項の推薦及び審査のための基準は、規則においてこれを定める。</p> <p>(登録の有効期間及び登録の更新)</p> <p>第 18 条 認定都市プランナー及び認定准都市プランナーの登録の有効期間は合格の通知の日から 4 年間とする。ただし、平成 30 年度以降に合格通知を受けた者及び登録更新を行った者の有効期限は、合格通知の日（登録の更新を行う者にあつては前登録有効期限の日）から 4 年目となる日が属する年度の年度末とする。</p> <p>2 登録の更新を受けようとする者は<u>有効期限の 3 か月前を目途に会</u></p>	<p>第 11 条 第 3 条に規定する認定都市プランナー又は認定准都市プランナーの認定を受けようとする者（以下、「申請者」という）は、規則で定める書類（以下、「申請書類」という）に、<u>本協会、公益社団法人日本都市計画学会及び特定非営利活動法人日本都市計画家協会のいずれの機関による推薦書、またはこの規程に定める認定都市プランナー2名以上による推薦書を添えて本協会に提出するものとする。</u>この場合、1 回の申請に提出できる専門分野は 1 分野とする。</p> <p>2 前項の規定により提出された申請書類は、第 7 条の規定に基づいて設置される評価委員会が、審査する。前項の推薦及び審査のための基準は、規則においてこれを定める。</p> <p>(登録の有効期間及び登録の更新)</p> <p>第 18 条 認定都市プランナー及び認定准都市プランナーの登録の有効期間は合格の通知の日から 4 年間とする。ただし、平成 30 年度以降に合格通知を受けた者及び登録の更新を行った者の有効期限は、合格通知の日（<u>有効期限内に</u>登録の更新を行う者にあつては前登録有効期限の日）から 4 年目となる日が属する年度の年度末とする。</p> <p>2 登録の更新を受けようとする者は、<u>会長が定める期間内に登録の更</u></p>

長が定める日までに登録の更新についての申請を行わなければならない。

3 複数の専門分野を登録している認定都市プランナー及び認定准都市プランナーは、最初の登録更新の際、二つ目以降の専門分野が登録満了日に達していない場合であっても、最初の登録更新申請時に二つ目以降の専門分野の登録更新申請を同時に行うことが出来るものとする。

4 第2項の更新の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

なお、登録更新申請書に記載する実務実績等の期間（以下、「実務実績等記載期間」という。）は4年間とし、その期日は別途規則で定めるものとする。

(1) 実務実績等記載期間における登録した専門分野等に関する実務の実績に関する書類。

(2) 実務実績等記載期間に取得した都市計画CPDのポイントを証する書面（以下、「都市計画CPD書面」という）又は都市計画CPD書面及び施行規則において定める見なしCPDポイント（以下、「見なしCPDポイント」という）を証する書類。

なお、建設系CPD協議会加盟団体によるCPDポイントについては、都市計画CPDポイントに含めることができるものとする。

(3) 実務実績等記載期間における社会的活動等の実績に関する書面。

5 第2項の申請があった場合、評価委員会は、規則において定める審査基準に基づいて審査を行う。

6 評価委員会の判定に基づき更新手続きを了した者には、登録証を再交付し、登録する。

新の申請を行うものとする。

3 複数の専門分野を登録している認定都市プランナー及び認定准都市プランナーは、登録の更新の際、有している他の専門分野が登録満了日に達していない場合であっても、登録の更新の申請を同時に行うことが出来るものとする。

4 第2項の登録の更新の申請書（以下、「登録更新申請書」という。）には、次に掲げる書類を添付するものとする。

なお、登録更新申請書に記載する実務実績等の期間（以下、「実務実績等記載期間」という。）は4年間とし、その期日は別途規則で定めるものとする。

(1) 実務実績等記載期間における登録した専門分野等に関する実務の実績に関する書類。

(2) 実務実績等記載期間に取得した都市計画CPDのポイントを証する書面（以下、「都市計画CPD書面」という）又は都市計画CPD書面及び施行規則において定める見なしCPDポイント（以下、「見なしCPDポイント」という）を証する書類。

なお、建設系CPD協議会加盟団体によるCPDポイントについては、都市計画CPDポイントに含めることができるものとする。

(3) 実務実績等記載期間における社会的活動等の実績に関する書面。

5 第2項の申請があった場合、評価委員会は、規則において定める審査基準に基づいて審査を行う。

6 評価委員会の判定に基づき更新の手続きを了した者には、登録証を再交付し、登録する。

<p>(登録)</p> <p>5 登録証には次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 登録の年月日及び登録番号</p> <p>(2) 認定都市プランナーの登録区分</p> <p>(3) 氏名</p> <p>(4) 生年月日</p> <p>(5) 合格した専門分野（細分類を含む）</p> <p>(6) 合格した年月日及び有効期限</p> <p><u>(7) 会社名又は個人名及びその所在地</u></p>	<p><u>7 登録の有効期限内に第 6 項に定める登録の更新がされなかった者は、有効期限以降の登録を抹消する。</u></p> <p><u>8 有効期限を過ぎて登録を抹消された場合であっても、第 2 項から第 5 項に基づき登録の更新の申請、審査を了した者は、第 6 項に基づき、登録証を交付し、登録するものとする。</u></p> <p><u>なお、この場合の登録の有効期限は、登録をした日から 4 年目となる日が属する年度の年度末とする。</u></p> <p>(登録)</p> <p>5 登録証には次の事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 登録の年月日及び登録番号</p> <p>(2) 認定都市プランナーの登録区分</p> <p>(3) 氏名</p> <p>(4) 生年月日</p> <p>(5) 合格した専門分野（細分類を含む）</p> <p>(6) 合格した年月日及び有効期限</p>
<p>施行規則</p> <p>(推薦基準)</p> <p>(推薦基準)</p> <p>第 7 条 施行規程第 11 条第 2 項に定める推薦基準は、次の通りとする。</p> <p>1 <u>一般社団法人都市計画コンサルタント協会、公益社団法人日本都市計画学会、及び特定非営利活動法人日本都市計画家協会のいずれかに属する</u>本規則第 2 条で定める民間機関等の都市計画実務専門</p>	<p>(推薦基準)</p> <p>(推薦基準)</p> <p>第 7 条 施行規程第 11 条第 2 項に定める推薦基準は、次の通りとする。</p> <p>1 本規則第 2 条で定める民間機関等の都市計画実務専門家であること</p>

家であること

(実務実績等記載期間)

第 21 条 認定都市プランナー等認定登録制度施行規程第 18 条第 4 項に定める登録更新申請書に記載する実務実績等の期間（以下、「実務実績等記載期間」という）は、登録更新をしようとする当該年度における施行規程第 18 条第 2 項に定める会長が定める登録更新の申請を行わなければならない日から 4 年間遡った日までとする。

(実務実績等記載期間)

第 21 条 施行規程第 18 条第 4 項に定める登録更新申請書に記載する実務実績等の期間（以下、「実務実績等記載期間」という）は、登録の更新をしようとする当該年度における施行規程第 18 条第 2 項に定める会長が定める登録の更新の申請を受け付ける期間の末日から 4 年間遡った日までとする。

(マスター都市プランナー就任簿、就任証)

第 23 条 施行規程第 25 条に定めるマスター都市プランナーとして就任を受諾した者には、様式 13 の就任簿に記載を要請するとともに、様式 14 の就任証を交付する。

#### 変更理由

現行の 3 団体の推薦に収まらない民間専門家も認定登録できるようにする。

また、認定された都市計画実務専門家が、期限までに登録或いは更新登録しなかった場合においても、実務実績等登録・更新の要件を満たしている都市計画実務専門家については登録或いは更新登録をすべき期間を過ぎても登録することができるようにする。

その他の制度の運営を円滑にするための既定の変更を行う。